

和歌山工業高等専門学校教学 I R 室規則

制定 令和4年12月26日

(設置)

第1条 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、教学 I R 室を置く。

(目的)

第2条 教学 I R 室は、教育活動の見直し等に活用するため、学修成果や教育成果に関する情報を収集・分析することを目的とする。

(業務)

第3条 教学 I R 室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 学修成果に関する情報の収集・分析に関すること。
- 二 教育成果に関する情報の収集・分析に関すること。
- 三 その他教学 I R に関すること。

(組織)

第4条 教学 I R 室は、次に掲げる室員をもって組織する。

- 一 教務主事
- 二 教務主事補
- 三 その他校長が必要と認めた者

2 第1項第三号の室員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長)

第5条 教学 I R 室に室長を置き、教務主事をもって充てる。

2 室長は、教学 I R 室の業務を掌理する。

(副室長)

第6条 教学 I R 室に副室長を置き、室員の中から校長が任命する。

2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときはその職務を代行する。

(室員以外の者の参加)

第7条 室長が必要と認めた場合は、室員以外の者を教学 I R 室に参加させ、意見を聴くことができる。

(情報の管理)

第8条 教学 I R 室は、収集した情報を適切に管理するものとする。

2 教学 I R 室が収集した個人情報の取り扱いは、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則及び和歌山工業高等専門学校個人情報管理規則の定めるところによる。

(情報の利用制限)

第9条 教学 I R 室が収集した情報は、室長が特に必要と認めた場合を除き、第3条各号に掲げる業務以外に用いてはならない。

(事務)

第10条 教学 I R 室に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、教学 I R 室の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年12月26日から施行する。